

第百九十三号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「定める日」の下に「（以下「失効する日」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置の期限を延長するほか、所要の改正を行う必要がある。